

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱要領

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学要領第6号

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人福井県立大学会計規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第51号。以下「会計規程」という。）および公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（公立大学法人福井県立大学細則第17号。以下「取扱細則」という。）その他特別の定めがある場合を除くほか、契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に加わろうとする者の資格については、福井県における競争参加資格を得た者を、公立大学法人福井県立大学における一般競争入札参加者の資格を有する者とする。

(契約同等の作成)

第3条 会計規程第17条により競争契約に付そうとするときは、競争契約伺（様式第1号）により経理責任者の承認を受けるものとする。

2 前項の競争契約伺には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 図面、仕様書およびカタログ等契約の内容を示す書類
- 二 予定価格調書（別封とする。）
- 三 入札公告案または指名競争通知書案
- 四 契約書案
- 五 その他必要と認める書類

3 会計規程第17条により随意契約に付そうとするときは、随意契約伺（様式第2号）により経理責任者の承認を受けるものとする。ただし、予定価格が1件10万円未満の場合は省略することができる。

4 前項の随意契約伺には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 図面、仕様書およびカタログ等契約の内容を示す書類
- 二 予定価格調書（別封とする。）
- 三 随意契約理由書（予定価格が50万円以上かつ見積書を1人の者のみ徴する場合）
- 四 契約書案
- 五 その他必要と認める書類

5 予定価格調書は、第1項または第3項の承認を受けた後、次の各号に掲げるところにより取扱うこととし、外部に漏れることのないように十分注意するものとする。

- 一 封書に入れ、封皮に「（競争に付する事項）の予定価格調書」と記載のうえ密封すること。
- 二 入札執行時まで当該契約担当者が保管すること。

(一般競争入札の公告)

第4条 一般競争入札に付そうとするときは、福井県報への登載または入札公告（様式第3号）を本学のホームページに掲載する等の方法により公告するものとする。

(指名競争契約入札の通知等)

第5条 指名競争契約を行う場合には、指名競争通知書（様式第4号）を参加者に送付するものとする。

(入札説明書の交付)

第6条 一般競争入札または指名競争入札を実施する場合は、入札説明書を交付するものとする。

(入札の立合い)

第7条 取扱細則第18条に規定する立合いを行う入札事務に関係のない職員は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 競争参加者が公告または指名通知による資格を有する者であるか否かの確認
- 二 競争参加者の代理人が代理の資格を有する者であるか否かの確認
- 三 入札書が有効であるか否かの確認
- 四 落札者決定の確認

(入札の結果)

第8条 入札の終了後は、入札結果報告書(様式第5号)を作成し、経理責任者に報告するものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金を課す場合は、入札公告または指名競争通知書に明示するとともに、入札説明書にその内容を記載するものとする。

(予定価格調書の作成および省略)

第10条 取扱細則第12条に規定する予定価格について、予定価格調書(様式第6号)を作成しなければならない。

(競争を許さない場合の随意契約の取扱い)

第11条 取扱細則第30条第1項第1号に規定する契約の性質または目的が競争を許さない場合に随意契約によろうとする場合においては、具体的な理由書を作成するものとする。

(競争に付することが不利と認められる基準)

第12条 取扱細則第30条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められる場合とは、次の一に該当する場合とする。

- 一 現に契約履行中の役務、製造または物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- 二 物件の改造または修理を当該物件の製造業者または納入者以外の者に施工させることが困難または不利である場合
- 三 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがある場合
- 四 随意契約よれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合

(技術審査)

第13条 経理責任者は、応札のあった設備の仕様の技術審査を適正に行うため、必要に応じ、複数名の技術審査職員を任命し、または他の機関等の職員を当該職員の使用者等の同意をあらかじめ得た上で技術審査職員に委嘱することができるものとする。

2 技術審査は、応札者から提出された書類により、応札のあった設備の仕様が提示した仕様を満たしているか否かについて行うものとする。

- 3 技術審査職員は、技術審査の結果等を経理責任者に報告しなければならない。
- 4 技術審査で不合格となった者に対し、審査結果についてその理由を付して書面により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和8年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の公立大学法人福井県立大学契約事務取扱要領の規定は、令和8年度の予算に係る事務から適用し、令和7年度の予算に係る事務については、なお従前の例による。